

会津大学早期卒業に関する規程

平成22年4月1日規程第1号

(最終改正：2021年3月17日規程第17号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第35条の2第2項の規定に基づき、会津大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者（以下「成績優秀者」という。）を対象とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 前条の成績優秀者は、4月入学の学生にあつては3年次前期終了時、10月入学の学生にあつては3年次後期終了時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 会津大学履修規程（以下「履修規程」という。）に定める授業科目を履修し、卒業要件に含まれる科目で105単位以上を修得している者であつて、かつ、GPAが3.75以上の者
- 二 前号と同等もしくはそれ以上の学力を有すると認められる者

2 前項の成績優秀者のうち、早期卒業を希望する者は、4月入学の学生にあつては3年次の前期末、10月入学の学生にあつては3年次の後期末までに様式第1号により学長にその旨を申し出るものとする。

3 学長は、前項による申出があつたときは、学部教務委員会において第1項の規定に基づく審査に基づき適格の認定をする。

(卒業論文の履修)

第4条 前条の規定により適格の認定を受けた学生は、履修規程第6条第3項の規定にかかわらず、4月入学の学生にあつては3年次後期から、10月入学の学生にあつては3年次の前期から卒業論文を履修することができる。

(早期卒業の要件)

第5条 早期卒業をするためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 学則に定める卒業に必要な単位を修得していること。
- 二 本学大学院入学試験に合格していること。

2 学部教務委員会は、前項の要件について審査を行わなければならない。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、4月入学の学生にあつては3年次の3月、10月入学の学生にあつては3年次の9月とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行し、平成28年度に認定される学生から適用する。

附 則

この規程は、2021年3月18日から施行する。